

2015.11.10

公法実務演習第 6 講

二風谷ダム判決を手掛かりに（要約）

弁護士 田中 宏

第 1 皆さんに二風谷ダム裁判のことについて、報告する機会を与えられたことは、大変光栄なことです。この講義が、良い法律家になろうという意欲・意識にいささかでも貢献できれば大変嬉しく思います。

お配りしてある資料にあります通り、原告の方は、アイヌの方でお二人の裁判に臨む気持ちは、日本政府に対するウコチャランケ（口論とか口喧嘩とか言われています）をつけることでした。つまり、日本政府に対して、この裁判を通して、アイヌ政策の誤りを主張してもらいたい、虐げられたアイヌ民族の復権を訴えたいというものでした。私どもは、当惑するばかりです。要件事実的には、一体どこを手掛かりに、どんな弁護活動をするのかについて見当もつきませんでした。審査請求手続きを経て、収用裁決の取消判決まで、約 9 年間かかりましたが、この 9 年間の苦労は、この判決（札幌地判 H9.3.27）によって全て吹き飛んだとも言えます。

第 2 本判決についての評価

(1) 法学的視座

判決の解説は、平成 9 年重要判例解説に 2 件載っています。

行政法 8 で「判断過程の司法的コントロール」「事情判決」、国際法 1 で「マイノリティである先住民族の権利」についてです。

しかし、最も載せるべきは、憲法であって、憲法 13 条、自由権規約（B 規約）27 条によって少数民族の「文化享有権」が保障されているという点です。何故載っていないのか。それは、憲法学者やジュリスト編集者が少数民族についての認識がなかったか十分でなかったことを示しています。芦部教授は、少数民族の文化享有権は、全く聞いたことがないとコメントされていました。僕は、この判決は、「文化享有権は、少数民族の人格的生存権」と位置付けていると思います。

重判だけでなく、環境法判例百選や国際人権にも掲載されています。国際人権法の関係では、東京大学の岩沢雄司教授から大変高い評価をいただきました（国際人権 9 号 56 頁）。阿部浩己教授は、「本判決のもつ革新性は、

まさに、国際人権法によりもたらされた」とまで述べられております（「テキストブック国際人権法・第2版」日本評論社2003年）。加えて、行政法の基本書においても取り上げられています。行政庁には、広範な裁量権が認められており、行政事件訴訟法30条は、「行政庁の処分については、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があった場合に限り、裁判所はその処分を取消すことができる」としています。裁量権の濫用があったかどうかを司法機関が審査するには、どのような手法があり、どのような手法が適切なものか。曾和俊文教授は、「行政法総論を学ぶ」（有斐閣・2014年）の中で、二風谷ダム判決をケーススタディとして判断過程審査について詳述されています。事件後、このように多くの研究者が多様なところで、論述してくれたことは、本件を担った弁護士として大変光栄なことです。

(2) 政策的視座

二風谷ダム判決には、もう一つの側面があります。それは、政策形成訴訟という側面です。日本政府は、この判決の日まで、日本には先住民族はいないと国際機関で発言してきました。政府は、自由権規約27条の「少数民族」さえいないといていたのです（後にこの政府見解はトーンダウンして、アイヌ民族を「少数民族として差し支えない」としていました）。2007年・国連総会で「先住民族の権利宣言」が採択された時も、町村外務大臣は、先住民族の定義が固まっていないので、アイヌは先住民族と認定できないと述べていました。このように、政府機関のみならず、国会でも裁判所でもアイヌ民族を先住民族と認めたことはありませんでした。判決は、「先住民族とは、歴史的に国家に統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会集団である」と定義し、アイヌ民族を先住民族と認定しています。このことは、この裁判での獲得目標でもありました。判決の翌日、当時の橋本龍太郎首相は、初めて、アイヌ民族が先住民族であることを歴史的な事実として認めました。これは、長い間、日本を支配していた「単一民族、単一文化国家」という観念に風穴をあけたのです。この判決の2カ月後にアイヌ文化振興法が制定され、北海道旧土人保護法が廃止されました。2008年（平成20年）には、国会で「アイヌ民族を先住民族と認める事を求める決議」が全会一致で採決され、2010年（平成22年）には、内閣官房に「アイヌ政策推進会議」が設置されました。白老に全国で5番目の国立アイヌ文化博物館も計画されています。政策形成訴訟としては、十分な目的を達したと考えております。

- (3) 判決から既に 18 年が経ちました。いささか陳腐化していますが、この判決の意義は決して失われたいと思います。どうか最後までお聴き下さい。

第 3 訴訟の背景と判決

1 訴訟の背景

- (1) 北海道日高地方に沙流川という長さ約 200 キロメートルの（国土交通大臣が管理する一級河川）があります。その河口から約 25 キロメートル入ったところに、二風谷（にぶたにと読む）というアイヌの集落（コタン）があります。二風谷は、北海道の中でもアイヌ民族に属する人々が最も多く居住し、従って、最もよくアイヌの文化的伝統が承継されている地域です。沙流川はオキクルミのカムイ（ユーカラに登場する国土創造の神）がシント（舟のような乗り物）に乗って降りてきた神話の場所でもあります。天孫降臨の神話に匹敵します。このようにアイヌ民族にとって、二風谷は、アイヌ文化の心臓部とも言うべき場所です。また、文化人類学者でアイヌ研究を志す者は、必ず訪れる場所であり、アイヌ研究のメッカでもあります。

高度成長期の真っ只中の 1969 年（昭和 44 年）に、その二風谷に、1 日 25 万トンの工業用水を供給する目的でダムが建設されることになりました。ダムの度に沈む多くの土地が収用されました。

- (2) 収用される土地の地権者には、アイヌが数多くいましたが、二人のアイヌが収用に反対しました。一人は、萱野茂氏（故人）でアイヌ文学の研究者であり、唯一のアイヌ出身の国会議員です。いま一人は貝澤正氏（故人）でウタリ協会副理事長を務めており、著書に『アイヌ・わが人生』（岩波書店・1993 年。その後、岩波人文書セレクションとして 2010 年に再刊されています）があります。二人とも収用される土地で、米や蕎麦などを耕作していました。なぜ二人は収用に反対したのか。逆に二人以外のアイヌの地権者が収用に応じたのか。萱野氏は、もともと鮭（アイヌ語でシエペと呼び、シエペとは「主食」の意）の捕獲権を問題にしていました。アイヌが鮭を自由にとることができるのであれば、収用に応じてもいいとまで言っていました。また、貝澤氏は、日本政府のアイヌ民族に対する仕打ちに対する怒りから、収用を拒絶していました。二人は、この機会に日本政府にウコチャランケ（論争）を挑んだのです。二人以外のアイヌの方々も収用に応じたのは、大変な差別と貧困にあったからと推測されます¹。このことについては、ここで述べるのは適切でないので割愛します。
- (3) 更に、この事件を複雑なものとした要素があります。ダムによって水没する土地は、北海道旧土人保護法（明治 32 年法律第 27 号。以下、「旧土

法」という)によってアイヌに下付された給与地でした。明治政府は、旧土法によって、アイヌに一戸につき 1 万 5000 坪を限度として無償下付しています。給与地は、狩猟民族であるアイヌの定住化をはかったものであり、給与地の下付は同化政策の一環でした。同時に、この給与地はアイヌにとって屈辱的なものでした。給与地の所有権移転(相続のみ可)・抵当権設定には、北海道庁長官(戦後北海道知事に読み替え)の許可が必要だったのです。日本中、このような制限のついた土地所有権は存在しません。明治政府は、無主地(terra nullius)としてアイヌから土地を取り上げ、今度は同化政策により給与地として下付し、さらに戦後の農地改革で約 25%が自創法によって召し上げられ、今度はダムをつくるので収用するというのです。わずか 100 年の間に起きたことです。このことを判決は、次のように述べています。「本件収用対象地についていえば、同地は、北海道旧土人保護法に基づいて下付された土地であるところ、このように土地を下付してアイヌ民族として慣れない農耕生活を余儀なくさせ、民族性の衰退の一因を与えながら僅か 100 年も経過しないうちに、これを取り上げることになるのである。もちろん、このように北海道旧土人保護法により下付した土地を公共の利益のために使うことが全く許されないわけではないが、このためには最大限の配慮をすることを要するのである。そうでなければ多数構成員による安易かつ身勝手な施策であり、違法であると断じざるを得ない」と。判決の指摘は正鵠を得ています。なお、旧土法は、二風谷ダム判決が出た 2 月後に、アイヌ文化振興法の制定によって廃止されています。

- (4) 国(建設大臣)は、1986(昭和 61)年、水没する土地を収用するため、北海道収用委員会に対して、権利取得裁決及び明渡裁決(以下「収用裁決」という。)を申請しました。北海道収用委員会は、1989(平成 1)年、収用裁決を行いました。この収用裁決に対し、地権者である前出の二人のアイヌが「収用裁決は、少数民族の文化の尊重を求めている自由権規約 27 条、憲法第 13 条に違反し、したがって憲法 29 条 3 項に違反する。また、収用裁決に先立って行われた事業認定(土地収用法 20 条)は、アイヌ民族及びアイヌ文化に対する影響を考慮しておらず、同条 3 号の『事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること』との要件を充たしていない点で違法であり、この違法性を承継する収用裁決も違法である」として、収用裁決の取消を求めて提訴したものであります。

2 判旨

主文は、「請求棄却、但し、被告が行った収用裁決は違法である。」という

ものです。以下、判決の要旨です。

- (1) 土地収用法 20 条 3 号の要件は、当該事業の起業地がその事業に供されることによって得られる公共の利益と、その土地がその事業に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較衡量して、前者が後者に優越すると認められるかによって判断させるべきであると解される。
- (2) この判断をするに当たっては行政庁に裁量権が認められるが、行政庁が判断をするに当たり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、または本来考慮に入れ若しくは過大に評価すべきでない事項を過大に評価し、このため判断が左右されたと認められる場合には、裁量判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法になるものというべきある。**(注：この部分が、(裁量)判断過程に対する司法審査と呼ばれているものです。)**
- (3) アイヌ民族は先住民族である。二風谷地域は、先住民族たるアイヌ民族が多数居住し、民族にとって聖地とも言える場所であり、アイヌ文化が比較的よく保存されており、アイヌ文化研究の発祥地ともいわれている。本事業計画が実施されると二風谷地域は広範囲にわたり水没し、アイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に伝えていくことが困難となる。
- (4) 自由権規約 27 条は、少数民族に属する者に対して民族固有の文化を享有する権利を保障し、その文化に影響を及ぼすおそれのある国の政策の決定および遂行にあたり締約国に対して、十分な配慮を施す責務を課した。
少数民族としてのアイヌ民族の文化享有権は、自由権規約 27 条で保障されている。憲法 98 条 2 項に照らし、国はこれを誠実に遵守する義務がある。
- (5) (4)から、憲法 13 条により、最も尊重を必要とする権利に、民族固有の文化を享有する権利が含まれる。それは、少数民族の「人格的生存権」である。
- (6) 自由権規約 27 条上の権利は、憲法 12 条、13 条の公共の福祉による制限を受けるが、自由権規約 27 条の趣旨から制限は必要最小限度に留められなければならない。自由権規約 27 条の少数民族が先住民族である場合には、固有の文化の保障について一層の配慮を要し、(原告ら) アイヌの人々は先住民族であるので、その権利の制限は必要最小限においてのみ認められるべきである。
- (7) 国は、先住少数民族たるアイヌ民族の文化享有権に重大な影響を及ぼす事業の遂行に当たり、過去においてアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経過に対する反省の意を込めて、最大限の配慮をなさなければならないところ、建設大臣は、事業認定手続(土地収用法 16 条)の(2)の比較衡

量に当たり、本来最も重視すべき諸要素・諸価値を不当に軽視若しくは無視し、安易に事業による公共の利益が影響を受けるアイヌ文化に優越するものと判断したものであり、認定庁に与えられた裁量権を逸脱した違法がある。(注：ここが判断過程の審査といわれている部分です)

- (8) 従って、違法な事業認定を基礎とする本件収用裁決も違法である(違法性の承継)。
- (9) しかしながら、①ダム本体が既に数百億円の巨費を投じて完成し湛水している、②仮に本件収容採決の取消判決が確定すると、本件ダムに貯水された水を放流したうえ、今後湛水することができなくなり、このように巨額を投じて建設された本件ダムは、湛水できないことにより無用の長物と化するばかりでなく、湛水しない本件ダムが沙流川の正常な流水を妨げ、かえって洪水等の危険性が増す、③沙流川において洪水調節等の必要性があり、本件ダムを使用することができないことになると、さらに洪水調節等を目的とする堤防等を建設する必要が生じ、その建設のためには、本件ダムを建設するのに要した費用以上の費用が必要となる、④沙流川流域に居住する住民は、それらが完成するまでの間、せつかく完成した本件ダムを目の当たりにしながら、その恩恵を受けることなく、かえって生命・身体及び財産について、本件ダムが建設される前以上の危険にさらされることになる、⑤湛水しない本件ダムによる危険を除去するためには、本件ダムを撤去することが必要となるが、これに巨額の費用を要するであろうことは推測するに難くない、以上の理由により、既に本件ダム本体が完成し湛水している現状においては、本件収用裁決の取消しは「公の利益に著しい障害」を生じる。

よって、本件収用裁決は違法であるが、行政事件訴訟法第31条1項により原告の請求を棄却するとともに、本件収用裁決が違法であることを宣言する。(注：この部分が事情判決(行政事件訴訟法31条)です。)

- (10) 双方控訴なく確定。

3 本判決の意義と評価

- (1) アイヌ民族の先住民族性の承認について

本判決は、アイヌ民族を先住民族と認めました。

- ① 国(日本政府)は、この判決までアイヌ民族を先住民族と認めることはありませんでした。旧土法で、アイヌを「北海道旧土人」と称しておきながら、アイヌを先住民族と認めていませんでした。先住民族と認める事は、必然的に先住権が発生することを意味し、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドのように、先住民族と後に多数民族と

なる民族とのコンフリクトを解決する指標として、「先住権」をどこまで認めるかが、政策として問われることになるからです。国は、アイヌを先住民族と認めない理由として、先住民族の定義が不明であることと述べていました。この姿勢は、2007（平成19）年、国連で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された時にも見られました²。

② 先住民族の定義について、原告は、国連の人権委員会が10年もの時間をかけて確定した先住民族の定義に関する報告（コーヴォ報告³）に依拠して主張しました。また、証人相内俊一教授（小樽商科大学教授・国際人権法）の証言で、「先住民族」の定義を補強しました。判決は、「先住民族とは歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に国家の支持母体である多数民族と異なるアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後上記の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会集団である」とし、コーヴォ報告の定義をほぼ踏襲しています⁴。そしてアイヌ民族が上記定義に該当するかについて膨大な書証（松浦武四郎の「沙留日誌」や松前藩、津軽藩の記録等）及び田端宏教授（当時、北海道教育大学教授・北海道近世史）の証言からアイヌ民族は「我が国の統治が及ぶ以前から主として北海道に居住し、独自の文化を形成し（民族としての）アイデンティティを有しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員のとった政策などにより経済的社会的に大きな打撃を受けつつも、なお独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団であるといえる」と判示しました。

③ この認定はアイヌ民族にとって画期的なものであります⁵。何故なら、我が国政府は、上記の通り、2008（平成20）年6月の「アイヌ民族を先住民族と認めることを求めた国会決議」⁶まで、アイヌ民族を先住民族と認めることは決してなかったからです。規約人権委員会に対する我が国政府の第3回報告書（1993年）においても、アイヌ民族を少数民族に該当することを認めても先住民族とは認めていませんでした。また、本件訴訟においても、原告の再三の求釈明に対して、国は「先住民族の概念が不明である」とか、「アイヌ民族が先住民族かどうかは本件訴訟と関連性がなく、認否の必要はない」として認否を避けていました。こうした国の姿勢に対し、本判決は、アイヌ民族を先住民族と明快に認めたものであります。確かに、この判断は、裁判所の法的判断（収用の裁量の適否）にとって不可欠な前提であった訳ではありません⁷が、次に述べる先住民族の文化享有権は、「少数民族の場合以上に配慮を要する」とした点で、先住民族性の認知は必要でした。また、この点こそ、原告そして弁

護士団が最も希求した獲得目標でした。

(2) 少数民族の文化享有権について

① 憲法 13 条と少数民族の文化享有権

本判決は、日本国憲法の下で、「多数構成員に属さない少数民族の文化は、多数民族に同化せずその民族性を維持することは本質的なものであり、民族固有の文化を享有する権利は人格的生存に必要な権利とも言う重要なものであり、憲法 13 条により少数民族たるアイヌ民族固有の文化を享有する権利を保障している」と宣言しました。少数民族が自己の属する民族の文化を享有する権利は、人格的生存権であると認めました。但し、こうした権利も公共の福祉により制限を受けることは憲法自身が認めています。その制限は「必要最小限」に止めなければならないとしています。

② 自由権規約 27 条の活用について

(7) 原告が、本件土地収用がアイヌ民族の伝統的文化を破壊するものであると主張する以上、アイヌ民族の文化を享有する権利を承認させなければなりません。残念ながら、国内法で民族文化の享有に関する規定はなく、国際人権法、とりわけ自由権規約 27 条に依拠するしかありませんでした。ILO169 号条約は、未批准ゆえ、法源として使えませんでした。

(4) 本判決は、自由権規約 2 条 1 項、26 条、27 条から「締結国に対し少数民族の文化等に影響を及ぼすおそれのある国の政策の決定及び遂行に当たっては、これに十分な配慮を施す責務を各締結国に課したものと解するのが相当であり、アイヌ民族は文化の独自性を保持した少数民族としてその文化を享有する権利を保障されているのであって、わが国は憲法 98 条 2 項からこれを誠実に順守する義務がある」と述べています。

(4) もっとも、判決は、①同様、自由権規約に基づく権利といえども無制限ではなく、公共の福祉による制限を受けますがその制限は「必要最小限」に止められなければならないといっています。この部分の解釈には、疑問があります。なぜなら自由権規約 27 条には、「公共の福祉」による制限が明記されていないからです⁸。

③ 上記の解釈上の疑問はさておき、本判決は、①、②から憲法に全く明示されていない少数民族の権利を自由権規約 27 条により、初めて司法判断の根拠とし、自由権規約 27 条を憲法 13 条と結びつけて少数民族の「文化享有権」を人格的生存権と認めたのです。このアイヌ民族の文化享有権は、人格的生存権であり、最大限の尊重を要し、その権利を制限するのは必要最小限でなければならず、国は 2 の(7)で述べた通り本件ダム建設によるアイヌ文化への影響を不当に軽視若しくは無視したものであり、建設大臣の

事業認定は、裁量権を逸脱したものであると認定しました。

- ④ この人権規約を憲法 13 条の人格権の一部とした手法は、国際人権法を憲法規定に包摂した例として、後に、研究者から「憲法包摂の理論」と呼ばれるようになった理屈であり、国際人権法の直接適用ではないにせよ、実質的に自由権規約を憲法規定の中に取り込んだ手法であると呼ばれています⁹。なお、岩沢雄司教授は、「同規約を直接適用したとあってよいであろう」と評価されています¹⁰。判決を、自由権規約 27 条の直接適用と解しようと、間接適用（憲法包摂の理論）と解しようと、本判決が、自由権規約 27 条を根拠法としていることに変わりはありません。
- ⑤ 本判決は、「先住少数民族の主体的平等性を確保し、同一国内における少数民族との共存（共生）を可能にする国際的な潮流」があることを指摘し、当時国連で検討されていた「先住民族の権利に関する国連宣言」¹¹、世界人権会議のウィーン宣言及び行動計画¹²や自由権規約委員会のゼネラルコメント第 23（自由権規約 27 条についての一般的意見）¹³を念頭に置いて国際的潮流を理解していました。この意味において本判決は、当時の最先端の先住民族の権利に関する国際的潮流をふまえたものであったと思います。
- ⑥ 自由権規約 27 条は、「権利を否定されない」と規定していますが、本判決は、自由権規約 27 条を締約国に積極的配慮義務を果たしたものとして解釈しています。この解釈は、一般的意見第 23 の 6 とも合致しています。
- ⑦ これまで、自由権規約が国内の裁判で適用されたケースは主として刑事手続に関するものが多く、自由権規約 27 条の少数民族の文化享有権を憲法 13 条の人格権に取り込み、これを梃子に比較衡量論を展開したケースは初めてです。このように本判決は、自由権規約を憲法 13 条に包摂する手法を示し（あるいは、自由権規約を直接適用することとし）、国内の外国人、少数民族の人権保障に関しても国際人権法を適用する展望を開いたと評価できます。この点において、「本判決のもつ革新性」¹⁴が認められます。

4 事情判決について

前述の通り、本件事業認定及びこれを前提とした収用裁決は違法であり、本来取り消されるべきところ、巨額の予算を投入したダムが完成し、潭水している以上、ダムに貯水された水を放流せざるを得なくなることは公共の利益に反し許されないといいます。あれほど明快に収用裁決は違法であると述べながら、ダムの完成という既成事実の前に原告の請求を棄却したのです¹⁵。ニューディール判決の再来とは、なりません。事情判決の途を選んだ裁判官の判断は、結局アイヌ民族の文化享有権を抽象的な権利にとどめ、「最大限の尊

重を要する」筈のアイヌ文化を「不当に軽視もしくは無視した」ことになるのではないのでしょうか。裁判所に今一步踏み出す勇気が必要であったと思われま
す。なお、「この事情判決により収用裁決を取り消さないという最後の一線を
押さえることができたからこそ、初めて少数民族の文化享有権を承認するこ
うできたのでは」という常本教授の評釈があります¹⁶。当時の裁判官の思考の
回路をあれこれ考えると、常本教授の指摘も納得できないわけではありませ
んが、「今一步」また踏み出せたらと思う次第です¹⁷。

第4 裁判を終えて

冒頭で述べましたように、受任した当初から、このような結論が予想さ
れていた訳ではありません。五里霧中の手探り状態での裁判でした。多く
の人から援助がありました。田端宏、相内俊一、大塚和義の各教授などの
学者の先生方。全て無償でお引き受けいただきました。こうした善意の支
えがあって、初めて勝つことができたと思っています。

また、判断過程に対する審査については、偶然、日光太郎杉事件の高裁
判決を知り、これだと思いました。重視すべきはアイヌ文化だという主張
は、当初から行っていました。太郎杉判決に倣って、比較衡量論に辿り
着けたことは、幸運でした。それが後日、判断過程の審査方法として取り
上げられるとは、夢にも思っていませんでした。また、国際人権法、自由
権規約 27 条の活用も、憲法 13 条の中に組み込んで「人格権」の内容とし
て主張しました。窮余の一策で、国際人権法の主張を加えたものです。そ
れが思わぬ成果を生み出しました。二風谷事件は、依頼者のために、何が
出来るのか。それをとことん追求した事件だったと思います。今日の話が、
皆さんが、今後法律家となることにモチベーションを与えられるなら幸い
です。御静聴有難うございました。

¹ (1)アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書（注3）2の(1)の②。

(2)保屋野初子「アイヌ民族への“償い”の言葉に代えた歴史的判決」法学セミナー567号
(2002年) 77頁。

²町村信孝外務大臣は、先住民族の定義が国際的に収斂されていないとして、「アイヌ民族
が先住民族であると結論を下せる状況にない」と述べていた(2007.9.14 北海道新聞夕刊)。
コーヴォ定義(1984)がある他 ILO 先住民条約(1989)など先住民族の定義は既に確立し
ていたにもかかわらずである。

³ 『先住民族に対する差別の研究』(コーヴォ報告)第5巻 結論、提案及び勧告
E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4 の部 279 項。

⁴ (1)上村英明「二風谷ダム判決とアイヌ新法の大きな距離」週刊金曜日 1997年4月5日
号は、国際人権基準を基礎に置いた判決と評している。(2) 苑原前掲論文(注3の(3))は、
関連条約の規定として採用されている定義とその基礎において合致していると評している。

(3)今井直「先住少数民族の権利—二風谷ダム事件」は、コーヴォの定義、ILO169号条約などと基本的に合致しており、その結論には相当説得力があると評している。

⁵ (1)金東勲『国際人権法とマイノリティの地位』(2003年、東信堂)90頁。(2)上村前掲論文(注4の(1))は、歴史的な判決と評している。(3)阿部ユボ「アイヌ民族の復権運動」上村英明監修『グローバル時代の先住民族』(2004年、法律文化社)39頁も画期的な判決と評している。

⁶ <http://www.hurights.or.jp/news/t/0806/07.html>

⁷今井直「先住少数民族の権利—二風谷ダム事件」国際法判例百選 98頁。

⁸松本祥志「アイヌ文化振興法及び二風谷ダム事件(ロー・ジャーナル アイヌ新法):判決とアイヌ民族の国際法主体性」判自178号は、少数民族の権利のような国際人権を比較衡量によって制限することは、許されないという。

⁹ (1)村上正直「国際人権規約の国内適用をめぐる諸問題—規約人権委員会の規約解釈の援用の方法を中心に」

(http://blhrri.org/kenkyu/bukai/jinken/houritsu/houritsu_0025.html、最終訪問日2012年2月7日)。

(2)阿部浩己『テキストブック国際人権法(第2版)』(2002年、日本評論社)36頁は、間接適用の例として紹介している。(3)上村英明「二風谷ダム判決と先住民族・少数民族の権利」萱野茂・田中宏編『アイヌ民族ト。ン叛乱・二風谷ダム裁判の記録』(1999年、三省堂)21頁は、憲法13条を介するという新解釈で間接的に適用されたと述べている。

¹⁰岩沢雄司「二風谷ダム判決の国際法上の意義」国際人権9号(1998年)56頁。

¹¹ (1)国連「先住民族の権利に関する宣言」は、2007年9月、国連総会で採択された

(2)http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf#search='先住民族の権利に関する国連宣言'(最終訪問日2012年2月7日)

¹² <http://unic.or.jp/files/pdfs/Vienna.pdf>(最終訪問日2012年2月7日)

¹³ 日弁連『国際人権規約と日本の司法・市民の権利:法廷に活かそう国際人権規約』(1997年、こうち書房)452頁

¹⁴ 前出阿部論文

¹⁵ (1)大貫裕之「二風谷ダム事件」ジュリスト重要判例解説平成9年度版49頁

(2)太田幸夫「批判」平成9年度主要民事判例解説260頁

¹⁶ 常本照樹「先住民族と裁判—二風谷ダム判決の一考察」国際人権9号(1998年)51頁

¹⁷ (1)田中宏「二風谷ダム判決とその後—訴訟の舞台裏とこの10年の動き」

(<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~academia/booklet/doc/25.pdf>、最終訪問日2012年2月7日)

(2)上村英明「先住民族の国際10年」が生み出した希望、現実、そして幻想」上村英明監修『グローバル時代の先住民族』(2004年、法律文化社)229頁